2　主たる事務所の所在地
　長野県下伊那郡喬木村一三五三
3　講習の種類
　基礎講習（旅客自動車運送事業運輸規則第四十七条の九第三項、第四十八条の四第一項、第四十八条の五第一項及び第四十八条の十二第二項の運行の管理に関する講習の種類等を定める告示（平成二十四年国土交通省告示第四百五十四号）の第二条第一号に掲げる基礎講習をいう。以下同じ。）
二　運輸規則第四十八条の四第一項の規定による講習
1　名称
　株式会社アジマ自動車学校
2　主たる事務所の所在地
　長野県下伊那郡喬木村一三五三
3　講習の種類
　基礎講習及び一般講習（旅客自動車運送事業運輸規則第四十七条の九第三項、第四十八条の五第一項及び第四十八条の十二第二項の運行の管理に関する講習の種類等を定める告示（平成二十四年国土交通省告示第四百五十四号）の第二条第二号に掲げる一般講習をいう。以下同じ。）
三　運輸規則第四十八条の五第一項の規定による講習
1　名称
　株式会社アジマ自動車学校
2　主たる事務所の所在地
　長野県下伊那郡喬木村一三五三
3　講習の種類
　基礎講習及び一般講習
四　運輸規則第四十八条の十二第二項の規定による講習
1　名称
　株式会社アジマ自動車学校
2　主たる事務所の所在地
　長野県下伊那郡喬木村一三五三
3　講習の種類
　基礎講習及び一般講習

○国土交通省告示第千百五十五号

　貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）第十八条第三項、第二十三条第一項、第二十四条第一項及び第三十一条第二項の規定に基づく国土交通大臣が認定する講習を平成二十五年十月二十八日に次のとおり認定したので、第十八条第四項において準用する第十二条の十一第一号の規定に基づき告示する。
　平成二十五年十一月二十八日
　　国土交通大臣　太田　昭宏
一　貨物自動車運送事業輸送安全規則（以下「安全規則」という。）第十八条第三項の規定による講習
1　名称
　株式会社アジマ自動車学校
2　主たる事務所の所在地
　長野県下伊那郡喬木村一三五三
3　講習の種類
　基礎講習（貨物自動車運送事業輸送安全規則第十八条第三項、第二十三条第一項、第二十四条第一項及び第三十一条第二項の運行の管理に関する講習の種類等を定める告示（平成二十四年国土交通省告示第四百五十五号）の第二条第一号に掲げる基礎講習をいう。以下同じ。）
二　安全規則第二十三条第一項の規定による講習
1　名称
　株式会社アジマ自動車学校
2　主たる事務所の所在地
　長野県下伊那郡喬木村一三五三
3　講習の種類
　基礎講習及び一般講習（貨物自動車運送事業輸送安全規則第十八条第三項、第二十三条第一項、第二十四条第一項及び第三十一条第二項の運行の管理に関する講習の種類等を定める告示（平成二十四年国土交通省告示第四百五十五号）の第二条第二号に掲げる一般講習をいう。以下同じ。）
三　安全規則第二十四条第一項の規定による講習
1　名称
　株式会社アジマ自動車学校
2　主たる事務所の所在地
　長野県下伊那郡喬木村一三五三
3　講習の種類
　基礎講習及び一般講習
四　安全規則第三十一条第二項の規定による講習
1　名称
　株式会社アジマ自動車学校
2　主たる事務所の所在地
　長野県下伊那郡喬木村一三五三
3　講習の種類
　基礎講習

○環境省告示第百七号

　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条の四の四第一項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があったので、同条第三項において準用する第十五条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。
　平成二十五年十一月二十八日
　　環境大臣　石原　伸晃
一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
　イ　氏名又は名称　ＪＸ金属苫小牧ケミカル株式会社
　ロ　住所　北海道苫小牧市勇払百五十二番地
　ハ　代表者の氏名　代表取締役　米田　寿一
二　無害化処理の用に供する施設の設置の場所
　北海道苫小牧市字勇払百五十二番百五十三
三　無害化処理の用に供する施設の種類
　廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の焼却施設
四　無害化処理の用に供する施設において処理する産業廃棄物の種類
　イ　廃ポリ塩化ビフェニル等のうち、次に掲げるもの
　(1)　電気機器又はＯＦケーブル（ポリ塩化ビフェニルを絶縁材料として使用した電気機器又はＯＦケーブルを除く。）に使用された絶縁油であって、微量のポリ塩化ビフェニルによって汚染されたもの（以下「微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油」という。）が廃棄物となったもの
　(2)　ポリ塩化ビフェニルの濃度が廃ポリ塩化ビフェニル等一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）
　ロ　ポリ塩化ビフェニル汚染物のうち、次に掲げるもの
　(1)　微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油が塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたものが廃棄物となったもの
　(2)　汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずのうち、当該汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずに塗布され、又は染み込んだポリ塩化ビフェニルの量が汚泥、紙くず、木くず又は繊維くず一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）
　(3)　廃プラスチック類のうち、当該廃プラスチック類に付着し、又は封入されているポリ塩化ビフェニルの量が廃プラスチック類一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）
　(4)　金属くず、陶磁器くず又は工作物の新築、改築若しくは除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物（以下「金属くず等」という。）のうち、当該金属くず等に付着し、又は封入されているポリ塩化ビフェニルの量が金属くず等に付着し、又は封入されている物一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの（(1)に掲げるものを除く。）
五　申請年月日
　平成二十五年十一月十一日
六　縦覧場所
　環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課及び北海道地方環境事務所環境対策課並びに北海道環境生活部環境局循環型社会推進課及び胆振総合振興局保健環境部環境生活課並びに苫小牧市環境衛生部環境生活課及び沼ノ端コミュニティセンター

○東北地方整備局告示第二百六号

　平成十六年東北地方整備局告示第六号一般国道十三号道路管理用光ファイバ等兼用工作物管理協定は平成二十六年三月三十一日をもって廃止する。
　平成二十五年十一月二十八日
　　東北地方整備局長　小池　剛

○関東地方整備局告示第四百七十二号

　住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から役員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。
　平成二十五年十一月二十八日
　　関東地方整備局長　深澤　淳志